

留学生受入れ促進プログラム予約制度に係る標準修業年限までの
学習奨励費給付期間の延伸について

1. 対象

- (1) 日本留学試験の海外受験者で、試験実施国・地域のそれぞれにおいて、科目選択パターン毎の成績が最優秀であった者で、文部科学省外国人留学生学習奨励費の予約者となり、日本の大学の学部、短期大学、高等専門学校(第3学年以上)又は専修学校専門課程(以下「大学等」という。)に入学し、学習奨励費の受給者となった者を対象とする。

※学習奨励費給付予約者が、入学時に大学等へ提出する「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書」の種別欄に、「海外受験成績優秀者(給付期間延伸対象者)」と記載されている者が「給付期間延伸対象者」となる。

- (2) 受験者数が少ない科目選択パターンがあること等によって、予算人数に余裕が生じる場合は、受験者数が多い科目選択パターンの中で、成績最優秀者のみならず、適宜、成績上位者複数名を対象とすることがある。

2. 条件

下記(1)及び(2)の条件を満たす場合に、入学時の大学等において、標準修業年限までの給付期間の延伸ができることとする。

※ここでいう標準修業年限とは、入学時当初の標準修業年限とする。転学部(科)等によって標準修業年限が延びた場合でも、転学部(科)前の標準修業年限までの給付期間の延伸とする。転学部(科)等によって標準修業年限が短縮された場合は、転学部(科)後の標準修業年限までの給付期間の延伸とする。

- (1) 前年度の成績評価係数について

推薦時において、留学生受入れ促進プログラム実施規程に定める方法による前年度の成績評価係数が、2年次進級時は2.3以上、3年次、4年次進級時は2.4以上であること。(医学部、歯学部、薬学部又は獣医学部で6年制の場合は、続いて、5年次、6年次進級時は2.4以上であること。)

なお、成績評価係数で表すことができない場合は、成績評価係数相当以上で、成績が優秀であると認められる者であること。

※上記成績が満たせず推薦できなかった場合、翌年度以降に成績評価係数の条件を満たすことができたとしても、再度「給付期間延伸対象者」となることはできない。

- (2) 留学生受入れ促進プログラム募集要項に記載する受給者の条件、及び給付期間延伸対象者の成績要件を満たすこと。

3. 給付月額

受給年度の留学生受入れ促進プログラム募集要項に記載する給付月額とする。